

一時保護状請求手続について

令和4年11月28日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

虐待防止対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

一時保護状請求の流れ

- 新たに導入される一時保護の司法審査において、児童相談所長又は都道府県知事は、
一時保護開始日から7日以内（事後請求）又は一時保護を行う前（事前請求）に、裁判官に対して一時保護状を請求することとされている。

改正後児童福祉法（抄）

第33条

①～②（略）

- ③ 児童相談所長又は都道府県知事は、前二項の規定による一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して七日以内に、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に次項に規定する一時保護状を請求しなければならない。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げない。

一～三（略）

④～⑳（略）

一時保護状請求の流れ（イメージ）

一時保護の要件（一時保護の理由）該当性、一時保護の必要性の検討

一時保護の開始

- 児童、親権を行う者等（親権を行う者又は未成年後見人）の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由及び必要性を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料（ケース記録等）の準備

一時保護状の請求（事後請求）

一時保護状の発付

- 児童、親権を行う者等（親権を行う者又は未成年後見人）の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由及び必要性を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料（ケース記録等）の準備

一時保護状の請求（事前請求）

一時保護状の発付

一時保護の開始

7日以内

今後の実務者作業チームにおける検討の進め方について

- 前頁記載の流れに沿って一時保護状を請求するにあたり、
 - ・ 現行の一時保護の手續においても実施されているものについては現行の運用をベースとすることとしてはどうか。
 - ・ その上で、司法審査の導入に当たり、新たに検討を要する論点としては、特に以下のものが想定される。
 1. 親権を行う者等の同意（改正法33条3項1号）について
 - (1) 一時保護に際し親権を行う者等に説明する事項等
 - (2) 同意の確認方法等
 2. 児童及び親権を行う者等の一時保護開始に対する意見等の取扱いについて
 - (1) 児童の意見・意向を裁判官へ伝達する手法等
 - (2) 親権を行う者等の意見を裁判官へ伝達する手法等
- 本作業チームでは、上記1及び2の論点について、当事者からのヒアリング等を含めて優先的に議論することとし、その他の実務的な点（親権を行う者等の特定方法、一時保護状請求書の記載事項や提供資料等）については、適時事務局から検討状況を報告し、作業チーム内で確認いただくこととしてはどうか。

1. 親権を行う者等の同意について（議論の前提）

- 改正後児童福祉法33条3項では、以下のとおり規定。

原則 一時保護開始から7日以内又は事前に一時保護状を請求（同項柱書）

例外 以下の場合には一時保護状の請求は不要（同項1号～3号）

- ・ 一時保護を行うことについて親権を行う者等の同意がある場合
- ・ 児童に親権を行う者等がない場合
- ・ 一時保護開始日から起算して7日以内に解除した場合

改正後児童福祉法（抄）

第33条

①～②（略）

③ 児童相談所長又は都道府県知事は、前二項の規定による一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して七日以内に、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に次項に規定する一時保護状を請求しなければならない。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げない。

一 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の同意がある場合

二 当該児童に親権を行う者又は未成年後見人がない場合

三 当該一時保護をその開始した日から起算して七日以内に解除した場合

④～⑳（略）

1. 親権を行う者等の同意について（論点）

(1) 一時保護に際し親権を行う者等に説明する事項等

- 新たに司法審査が導入されることを受け、一時保護に際しては、親権を行う者等に対してどのような事項について説明を行うこととすべきか。

(2) 親権を行う者等の同意の確認方法

- 親権を行う者等の同意を確認する方法として、書面（同意書、意向確認書等）や口頭での確認等が考えられるが、これらについてどのように考えるか。
- 親権を行う者等の同意の有無を確認するにあたっては、児童の安全を図り、児童及び家庭を中長期的に支援していく視点等から、どのようなことに留意すべきか。

<論点 1.(1)> 一時保護に際し親権を行う者等に説明する事項等

1.(1) 一時保護に際し親権を行う者等に説明する事項等

- ・ 新たに司法審査が導入されたことを受け、一時保護に際しては、親権を行う者等に対してどのような事項について説明を行うこととすべきか。

<検討に当たっての視点>

- ・ 新たに導入された司法審査において、親権を行う者等の同意があれば司法審査が不要となることなどを踏まえ、親権を行う者等が適切に同意するかどうかを決したり、意見を裁判官に伝達できるようにするために必要と思われる情報を説明・提供すべきではないか。

<対応の方向性（案）>

- 司法審査が導入されたことを受け、親権を行う者等が、同意することの意味や自らの意見を裁判官に伝達することができること等について理解をした上でこれらの手続を行うことができるよう、一時保護に際しては、一時保護の理由や見通し、不服がある場合の手続等について説明するほか、
 - ・ 司法審査制度の概要
 - ・ 親権を行う者等が裁判官に意見を伝達することができること及びその方法等について十分に説明を行うこととしてはどうか。

<論点 1.(2)> 同意の確認方法等

1.(2) 同意の確認方法等

- 親権を行う者等の同意を確認する方法として、書面（同意書、意向確認書等）や口頭での確認等が考えられるが、これらについてどのように考えるか。
- 親権を行う者等の同意の有無を確認するにあたっては、児童の安全を図り、児童及び家庭を中長期的に支援していく視点等から、どのようなことに留意すべきか。

<検討に当たっての視点>

- 明確性の観点からは書面で同意が確認されるのが望ましいが、現在の児童相談所の運用では、書面で同意を取得する場合もあるほか、口頭で聞き取った意向をケース記録に書き残す等の対応を行っている場合もある。そのような現在の運用や、一時保護状の請求にあたっては短期間で対応しなければならない場合が多いと考えられることなどにも配慮すべきではないか。
- 親権を行う者等が同意するかどうかを確認することにより、児童や保護者に危険が及ぶ可能性がある場合や、その後のケースワークに支障がある場合等も想定されるのではないか。

<論点 1.(2)> 同意の確認方法等

<対応の方向性（案）>

- 明確性の観点からは、同意は書面により得ることが望ましいが、一時保護開始から7日以内という時間的制約により親権を行う者等の意見を書面で確認することが難しい場合等もあることから、そのような場合は口頭による親権を行う者等の同意の有無や親権を行う者等への説明の状況等について記録する、としてはどうか。

参考：一時保護ガイドライン（令和2年3月31日付け子発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）（抄）

Ⅱ 一時保護の目的と性格

5 一時保護の手続

（2） 一時保護の継続の手続

イ 一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認

一時保護の期間が2か月を超えることが見込まれる場合には、今後の援助方針を説明した上で、親権者等から、2か月を超えて引き続き一時保護を行うことについての意向を確認する必要がある。

この意向の確認は、書面により得ることが望ましいが、親権者等の意向を書面で確認できない場合等もあることから、口頭による親権者等の意向や親権者等への説明の状況等について記録する。

（略）

<論点 1.(2)> 同意の確認方法等

<対応の方向性（案）>

- 一時保護に際しては、できる限り親権を行う者等が同意するかどうかの確認に努めるものとするが、以下のような場合はその確認にこだわるものではなく、同意のないものとして取り扱い、一時保護状の請求を行うこととしてはどうか。
 - ・ 親権を行う者等に連絡することで児童や保護者に危険が及ぶ可能性がある場合
例) 父のDVにより母子が他の都道府県に避難しているが、父に連絡をとることで母子の居住地等が探知され、母子に危害が加えられる可能性がある場合
 - ・ 同意するかどうかの決定を求めることで、親権を行う者等との関係を害し、その後のケースワークの支障になると思われる場合（※但し、このような場合においては、親権を行う者等に対し、前記論点 1.(1)（7頁）記載の事項について説明を尽くした上、後記 2.(2)（16頁）の手続をとらなければならない。）
- 上記確認の際には、児童と引き離された親権を行う者等の心情に十分配慮し、例えば一時保護に同意しなければ児童と面会させないなどと、一時保護の権限を背景として親権を行う者等に強圧的に判断を迫ることはあってはならない旨を改めて徹底することとしてはどうか。

令和3年4月22日 児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会とりまとめ（抄）

VI 一時保護を通じて共通する事項

2. 保護者との関係について

（略）

- この際、子どもと引き離された保護者の心情にも十分に配慮しつつ、一時保護の理由や見通し、不服がある場合の手続き等について丁寧に説明することが重要である。一時保護に同意しなければ子どもと面会をさせない、虐待行為を認めなければ一時保護を解除しない、といったように、一時保護の権限を背景として保護者に強圧的に判断を迫ることはあってはならない。

（略）

2. 児童及び親権を行う者等の一時保護開始に対する意見等の取扱いについて (論点)

(1) 児童の意見・意向を裁判官へ伝達する手法等

- ・ 児童の意見又は意向をどのように裁判官へ伝達するか。

(2) 親権を行う者等の意見を裁判官へ伝達する手法等

- ・ 親権を行う者等の意見をどのように裁判官へ伝達するか。
- ・ 親権を行う者等と思われる人物はいるが、親権を行う者等であることを明確に確認できない場合における意見の取扱いについて、どのように考えるべきか。

<論点 2.(1)> 児童の意見・意向を裁判官へ伝達する手法等

2.(1) 児童の意見・意向を裁判官へ伝達する手法等

- ・ 児童の意見又は意向をどのように裁判官へ伝達するか。

<参考> 児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月13日 衆議院厚生労働委員会）（抄）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

十六 国連児童の権利委員会の日本政府に対する総括所見が、親子分離は子及びその親の意見を聴取した後に行われるよう要請していることを踏まえて、裁判所が一時保護状を発するに当たっては、子ども及び親権者等の意見が裁判官に正確に伝わるよう適切な方策を講ずること。

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年6月7日 参議院厚生労働委員会）（抄）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

十九、児童相談所が裁判官に一時保護状の請求をするに当たっては、子ども及び親権者等の意見が裁判官に正確に伝わるよう適切な方策を講ずること。

<論点2.(1)> 児童の意見・意向を裁判官へ伝達する手法等

<検討にあたっての視点>

- ・ 児童の意見・意向を確認するにあたっては、児童本人が置かれている状況等を理解し、落ち着いて自身の意見・意向を伝達することができるよう留意すべきではないか。
- ・ また、意見・意向を確認する手続が、児童の身体的・心理的負担とならないように留意すべきではないか。
- ・ 児童の意見・意向が裁判官に正確に伝わるよう適切な方策を講ずる必要があるのではないか。

<対応の方向性（案）>

- 一時保護に際しては、児童の年齢や発達の程度等に応じ、十分に説明を行うことを改めて徹底することとしてはどうか。
- また、改正後児童福祉法第33条の3の3に基づく手続（※1）において児童相談所が確認した意見・意向を記載した書面（※2）を裁判官へ提供する運用を基本としてはどうか。
 - （※1，2） 児童相談所が確認した意見・意向の記録方法については、次頁記載の調査研究において今後検討。
- その他、児童自らが意見書面の作成を希望する場合はそれも可能とし、当該書面を裁判官への提供資料としてはどうか。

意見聴取等措置（改正後児童福祉法第33条の3の3）

- 一時保護等の際に、児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることが義務化されることとなった（令和6年4月1日・公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）。
- 意見聴取等措置に関しては、当省の「権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究」において検討が進められている。

改正児童福祉法（抄）

第33条の3の3

都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下この条において「意見聴取等措置」という。）をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、次に規定する措置を行つた後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。

一～三 （略）

四 第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を行う場合又はこれを解除する場合

<論点 2.(2)> 親権を行う者等の意見を裁判官へ伝達する手法等

2.(2) 親権を行う者等の意見を裁判官へ伝達する手法等

- ・ 親権を行う者等の意見をどのように裁判官へ伝達するか。
- ・ 親権を行う者等と思われる人物はいるが、親権を行う者等であることを明確に確認できない場合における意見の取扱いについて、どのように考えるべきか。

<検討に当たっての視点>

- ・ 児童相談所長又は都道府県知事が裁判官に一時保護状の請求をするに当たっては、親権を行う者等の意見が裁判官に正確に伝わるよう適切な方策を講ずるべきではないか。

<論点2.(2)> 親権を行う者等の意見を裁判官へ伝達する手法等

<対応の方向性（案）>

- 司法審査は簡易迅速な手続とされていることから、裁判官は親権を行う者等の主張・陳述等を直接聴取することはない。しかし、一時保護は父母に対する権利制限となることを踏まえ、親権を行う者等の意見は児童相談所がケース記録にまとめ、一時保護状請求書と共に裁判官へ提供することを基本としてはどうか。
- また、親権を行う者等が裁判官に対し意見の伝達を希望する場合は、親権を行う者等自らが意見書面をまとめて児童相談所に提出することとしてはどうか（児童相談所への提出期限は、各児童相談所が、親権を行う者等の準備状況にできる限り配慮して決定することとしてはどうか。）。
- 一時保護開始から7日間以内では、親権を行う者等であることを資料から明確に確認することができないような場合も、親権を行う者等と思しき人物が希望する場合には可能な限り自身の意見を伝達できることとし、その意見をまとめたケース記録や意見書面等を提供資料とすることとしてはどうか。